平成２５年（フ）第９８９号
大阪府豊中市旭丘６番１―102号
債務者　西田　友昭
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０３号
大阪府枚方市町楠葉１丁目33番25―200号
債務者　加藤栄美子（旧姓東浦）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３１号
大阪府守口市八雲東町１丁目２番４号
債務者　松永　泰知
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４７号
大阪市港区築港４丁目２番20―606号
債務者　久保　一政
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６２号
大阪府東大阪市岩田町５丁目16番25号　フローレンス岩田102号
債務者　田渋　義弘
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６０９号
大阪府枚方市樋之上町９番１―807号
債務者　川原　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６６４号
大阪府茨木市北春日丘３丁目11番１号ハイツ寺田２―４号
債務者　小川原和子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６９３号
大阪市住吉区長居東１丁目９番７号
債務者　中井　梅野
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７３２号
大阪府大東市浜町11番07号　シャトー光301号
債務者　金田紀久男
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７５２号
大阪府豊中市玉井町２丁目９番12号
債務者　渡邊　光子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７６２号
大阪府東大阪市友井３丁目２番１号
債務者　五味川喜代子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７８２号
大阪府茨木市中穂積２丁目１番２号　ローズコテージ壱番館201号
債務者　初木　茂裕
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８０４号
大阪府門真市常盤町６番22―302号
債務者　遠藤　智佳（旧姓前平）
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８８３号
大阪市西淀川区野里１丁目31番７―606号
債務者　酒井　活美
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８８６号
大阪市東成区大今里南１丁目20番18号　ウインライフ大今里203号
債務者　西岡　賢一
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６６０２号
埼玉県川口市本町４丁目６－２―401
債務者　天城　陽一
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６０４号
東京都板橋区中台２丁目７－６　Ｒｅｄ　Ｗｉｎｇ　Ｉ　202
債務者　辻　　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６４３号
東京都葛飾区亀有５丁目35―207
債務者　瀬尾　尚義
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部